

第 18 号議案

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加東市国民健康保険税条例（平成 18 年加東市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|--|
| (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得 | (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得 |

金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.82を乗じて算定する。

2 〔略〕

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万9,400円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定

金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.90を乗じて算定する。

2 〔略〕

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万9,800円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定

月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 19, 100円

(2) 特定世帯 9, 550円

(3) 特定継続世帯 14, 325円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.67を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 1万1, 100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7, 200円

(2) 特定世帯 3, 600円

(3) 特定継続世帯 5, 400円

月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 19, 300円

(2) 特定世帯 9, 650円

(3) 特定継続世帯 14, 475円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100分の2.81を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 1万1, 800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7, 600円

(2) 特定世帯 3, 800円

(3) 特定継続世帯 5, 700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.63を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定す

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.64を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万3,800円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定す

る総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20,580円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

る総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20,860円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,370
円

(イ) 特定世帯 6,685円

(ウ) 特定継続世帯 10,028円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する
世帯主を除く。)1人について7,770円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,040円

(イ) 特定世帯 2,520円

(ウ) 特定継続世帯 3,780円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について9,450円

カ [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属す
る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給
与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,510
円

(イ) 特定世帯 6,755円

(ウ) 特定継続世帯 10,133円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する
世帯主を除く。)1人について8,260円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税
額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,320円

(イ) 特定世帯 2,660円

(ウ) 特定継続世帯 3,990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護
納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除
く。)1人について9,660円

カ [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所
得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属す
る国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給
与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給

与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,550円

(イ) 特定世帯 4,775円

(ウ) 特定継続世帯 7,163円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,600円

(イ) 特定世帯 1,800円

(ウ) 特定継続世帯 2,700円

与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について14,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,650円

(イ) 特定世帯 4,825円

(ウ) 特定継続世帯 7,238円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

(イ) 特定世帯 1,900円

(ウ) 特定継続世帯 2,850円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,750円

カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,880円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,820円

(イ) 特定世帯 1,910円

(ウ) 特定継続世帯 2,865円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,900円

カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,860円

(イ) 特定世帯 1,930円

(ウ) 特定継続世帯 2,895円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税

額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,220円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,440円

(イ) 特定世帯 720円

(ウ) 特定継続世帯 1,080円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,700円

カ [略]

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等

額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,360円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,520円

(イ) 特定世帯 760円

(ウ) 特定継続世帯 1,140円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,760円

カ [略]

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等

割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 4,410
円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 7,350
円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 11,760
円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,700円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,665
円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,775
円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 4,440
円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,550円

割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 4,470
円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 7,450
円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 11,920
円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,900円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,770
円

イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,950
円

ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 4,720
円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,900円

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加東市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第18号議案 要旨

加東市国民健康保険税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国民健康保険制度の財政運営の責任主体である兵庫県が定めた国民健康保険事業費納付金を納めるための財源を確保し、今後の兵庫県内における保険料水準の統一を進めるため、税率等の改定について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の所得割、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改めること。（第3条～第9条関係）

次の表のとおり改める。

（単位：円）

| | 基礎課税額分 (医療給付費分) | | 後期高齢者支援金 等課税額分 | | 介護納付金 課税額分 | | 合 計 | |
|-------------|-----------------------------|-------------------------------------|----------------------------|------------------------------------|---------------|---------------|--------|---------------|
| | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 |
| 所得割額の税率 | 6.82% | 6.90% | 2.67% | 2.81% | 2.63% | 2.64% | 12.12% | 12.35% |
| 被保険者均等割額 | 29,400 | 29,800 | 11,100 | 11,800 | 13,500 | 13,800 | 54,000 | 55,400 |
| 世帯別 平等割額 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19,100 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19,300 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,200 | 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,600 | 改正なし 6,700 | | 33,000 | 33,600 |
| | 特定世帯 9,550 | 特定世帯 9,650 | 特定世帯 3,600 | 特定世帯 3,800 | | | 19,850 | 20,150 |
| | 特定継続世帯 14,325 | 特定継続世帯 14,475 | 特定継続世帯 5,400 | 特定継続世帯 5,700 | | | 26,425 | 26,875 |

※特定世帯とは、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者が1人となった世帯のこと。

※特定継続世帯とは、特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯のこと。

(2) 低所得者層の被保険者均等割額及び世帯別平等割額から減額する額を改めること。

(第23条関係)

次の表のとおり改める。

(単位：円)

| 減額の種類 | | 減額する額 | | | | | |
|--------------|--------------|-------------------------------|---------------|-------------------|-------------------------------|--------------|---------------|
| | | 基礎課税額分 (医療給付費分) | | 後期高齢者支援金等 課税額分 | | 介護納付金課税額分 | |
| | | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 |
| 7 割 軽減 | 被保険者 均等割額 | 20,580 | 20,860 | 7,770 | 8,260 | 9,450 | 9,660 |
| | 世帯別 平等割額 | 特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 | 13,370 | 13,510 | 特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 | 5,320 | 改正なし 4,690 |
| | | 特定世帯 | 6,685 | 6,755 | 特定世帯 | 2,660 | |
| | | 特定継続世 帯 | 10,028 | 10,133 | 特定継続世 帯 | 3,990 | |
| 5 割 軽減 | 被保険者 均等割額 | 14,700 | 14,900 | 5,550 | 5,900 | 6,750 | 6,900 |
| | 世帯別 平等割額 | 特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 | 9,550 | 9,650 | 特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 | 3,800 | 改正なし 3,350 |
| | | 特定世帯 | 4,775 | 4,825 | 特定世帯 | 1,900 | |
| | | 特定継続世 帯 | 7,163 | 7,238 | 特定継続世 帯 | 2,850 | |
| 2 割 軽減 | 被保険者 均等割額 | 5,880 | 5,960 | 2,220 | 2,360 | 2,700 | 2,760 |
| | 世帯別 平等割額 | 特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 | 3,820 | 3,860 | 特定世帯及 び特定継続 世帯以外の 世帯 | 1,520 | 改正なし 1,340 |
| | | 特定世帯 | 1,910 | 1,930 | 特定世帯 | 760 | |
| | | 特定継続世 帯 | 2,865 | 2,895 | 特定継続世 帯 | 1,140 | |

- (3) 未就学児に対する被保険者均等割の減額する額を改めること。(第23条関係)
次の表のとおり改める。

(単位：円)

| | 減額する額 | | | |
|------|----------------|---------------|---------------|--------------|
| | 基礎課税額分(医療給付費分) | | 後期高齢者支援金等課税額分 | |
| | 改正前 | 改正後 | 改正前 | 改正後 |
| 軽減なし | 14,700 | 14,900 | 5,550 | 5,900 |
| 7割軽減 | 4,410 | 4,470 | 1,665 | 1,770 |
| 5割軽減 | 7,350 | 7,450 | 2,775 | 2,950 |
| 2割軽減 | 11,760 | 11,920 | 4,440 | 4,720 |

3 国民健康保険財政への影響

税率改正による国民健康保険税額の増額見込 約14,958千円

4 施行期日 令和5年4月1日

令和5年度における国民健康保険税率の改正の概要

1 税率改正に対する市の考え方

平成30年度から国民健康保険制度は改正（広域化）され、国は、将来的に保険料水準の統一（市町ごとの医療費の水準にかかわらず、同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料）を目指しています。県においても、県が財政運営の責任主体となり、県全体で必要な医療費を県全体で賄う市町間の支え合いの仕組みのもと、歳出の保険給付費に当たる医療費等は、県交付金で交付され、また、県が算定した国民健康保険事業費納付金（保険税負担）を、県に納めるという制度に改正されました。

県は、県全体の保険給付費等の見込みに対して、市町の所得水準等に応じて国民健康保険事業費納付金額を算出し、これをもとに、毎年度各市町へ標準保険料率を提示しています。この標準保険料率については、令和9年度に統一し、一部の市町においては移行期間を設けるため、県内市町の保険料率の完全統一時期は原則令和12年度としました。

市では、平成30年度及び令和元年度の標準保険料率は、税率を据え置き、令和2年度については、現行保険税率と標準保険料率との差を2分の1現行保険税率に上乘せした率で税率の改正を行い、令和3年度及び令和4年度については、県が提示する標準保険料率に合わせる形で税率の改正を行いました。県が保険料率統一を示すとおり、今後県内での保険料率が統一された時には、県が提示する標準保険料率が市の保険税率と同一となることから、令和5年度においても、県が提示する標準保険料率に市の保険税率を改正していきたいと考えます。

県が提示する令和5年度の標準保険料率は、次のとおりです。

令和5年度の標準保険料率

（単位：円）

| | 基礎課税額分 (医療給付費分) | 後期高齢者支援 金等課税額分 | 介護納付金 課税額分 | 合計 |
|----------|--------------------|-------------------|---------------|--------|
| 所得割の税率 | 6.90% | 2.81% | 2.64% | 12.35% |
| 被保険者均等割額 | 29,865 | 11,806 | 13,839 | 55,510 |
| 世帯別平等割額 | 19,350 | 7,650 | 6,755 | 33,755 |

2 令和5年度の標準保険料率と本市の現行保険税率との比較

(単位：円)

| | 標準保険料率 | | | | 現行保険税率 | | | |
|----------|--------------------|---------------|-----------|--------|--------------------|---------------|-----------|--------|
| | 基礎課税額分 (医療給付費分) | 後期高齢者支援金等課税額分 | 介護納付金課税額分 | 計 | 基礎課税額分 (医療給付費分) | 後期高齢者支援金等課税額分 | 介護納付金課税額分 | 計 |
| 所得割の税率 | 6.90% | 2.81% | 2.64% | 12.35% | 6.82% | 2.67% | 2.63% | 12.12% |
| 被保険者均等割額 | 29,865 | 11,806 | 13,839 | 55,510 | 29,400 | 11,100 | 13,500 | 54,000 |
| 世帯別平等割額 | 19,350 | 7,650 | 6,755 | 33,755 | 19,100 | 7,200 | 6,700 | 33,000 |

比較

(単位：円)

| | 基礎課税額分 (医療給付費分) | 後期高齢者支援金等課税額分 | 介護納付金課税額分 | 合計 |
|----------|--------------------|---------------|-----------|-------|
| 所得割の税率 | 0.08% | 0.14% | 0.01% | 0.23% |
| 被保険者均等割額 | 465 | 706 | 339 | 1,510 |
| 世帯別平等割額 | 250 | 450 | 55 | 755 |

各税率等による試算

試算の条件

①被保険者数等の数値は下記のとおり設定

()内は介護分該当者(40歳以上65歳未満)

- ・被保険者数：6,921人(2,109人)
- ・世帯数：4,468世帯(1,804世帯)

②税収見込額は、調定額合計に94.15%の収納率を乗じる

試算結果

(単位：千円)

| | 基礎課税額分 (医療給付費分) | 後期高齢者支援 金等課税額分 | 介護納付金 課税額分 | 調定額 合計 |
|--------|--------------------|-------------------|---------------|-----------|
| 標準保険料率 | 482,356 | 191,068 | 68,436 | 741,860 |
| 現行保険税率 | 476,558 | 181,648 | 67,766 | 725,972 |

税収見込額

(単位：千円)

| | 税収見込額 | 必要額 | 必要額との差額 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 標準保険料率 | 698,461 | 710,000 | ▲11,539 |
| 現行保険税率 | 683,503 | 716,000 | ▲32,497 |
| 差額(標準—現行) | 14,958 | — | — |

上記より標準保険料率で試算した結果、税収見込額としては、約698,461千円、不足額は11,539千円です。

現行保険税率で試算した結果、税収見込額としては、約683,503千円で、不足額は32,497千円です。(税収見込額が減額することにより、国、県交付金についても減額されるため、標準保険料率より現行保険税率の必要額が高額になります。)

3 税率の決定

基金の状況について、現在の基金保有額は107,230千円ですが、令和4年度の決算見込みでは、36,688千円の繰入れを予定のため、令和5年度当初の基金保有予定額は70,542千円になります。

前述で試算した標準保険料率と現行保険税率の不足額(必要額との差額)を補填するために、基金の繰入れを行った場合、令和5年度末の基金残高の見込みは次のとおりです。

基金の状況

(単位：千円)

| | 令和5年度当初 基金保有予定額 | 基金取崩額 | 令和5年度末 基金残高 |
|--------|--------------------|--------|----------------|
| 標準保険料率 | 70,542 | 11,539 | 59,003 |
| 現行保険税率 | | 32,497 | 38,045 |

現行保険税率の場合は、32,497千円、標準保険料率の場合は11,539千円基金の取崩しが必要ですが、どちらも基金残高の範囲内であるため補填が可能であり、国保事業は運営可能であると見込まれます。

しかし、県では令和9年度に県内の標準保険料率の統一を進めていることから、市の

今後の保険税率は、基金残高を考慮しつつ、年度毎に増減する県の示す標準保険料率に合わせていきたいと考えます。

よって、令和5年度は、基金を活用しつつ、県が示す標準保険料率に改正することが適切であると考え、改正税率（案）のとおり改正します。

改正税率（案）

（単位：円）

| | 基礎課税額分 （医療給付費分） | 後期高齢者支援 金等課税額分 | 介護納付金 課税額分 |
|----------|--------------------|-------------------|---------------|
| 所得割の税率 | 6.90% | 2.81% | 2.64% |
| 被保険者均等割額 | 29,800 | 11,800 | 13,800 |
| 世帯別平等割額 | 19,300 | 7,600 | 6,700 |

※被保険者均等割額及び世帯別平等割額については、標準保険料率の100円未満を切捨て

現行保険税率と改正税率（案）との差額

（単位：円）

| | 基礎課税額分 （医療給付費分） | 後期高齢者支援 金等課税額分 | 介護納付金 課税額分 | 合計 |
|----------|--------------------|-------------------|---------------|-------|
| 所得割の税率 | 0.08% | 0.14% | 0.01% | 0.23% |
| 被保険者均等割額 | 400 | 700 | 300 | 1,400 |
| 世帯別平等割額 | 200 | 400 | 0 | 600 |

4 被保険者への影響額

調定額による1人当たり平均額（試算）

（単位：円）

| | 基礎課税額分 （医療給付費分） | 後期高齢者支援 金等課税額分 | 介護納付金 課税額分 | 合計 |
|--------|--------------------|-------------------|---------------|---------|
| 標準保険料率 | 69,700 | 27,600 | 32,400 | 129,700 |
| 現行保険税率 | 69,000 | 26,000 | 32,200 | 127,200 |

5 参考資料

北播各市国民健康保険税率の状況（令和4年度）

| | | 加東市 | 西脇市 | 三木市 | 小野市 | 加西市 |
|----------------------------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 基礎課税 額分 (医療給 付費分) | 所得割の税 率(%) | 6.82 | 6.74 | 7.6 | 8.5 | 7.4 |
| | 被保険者均 等割額(円) | 29,400 | 29,100 | 31,000 | 27,400 | 27,000 |
| | 世帯別平等 割額(円) | 19,100 | 19,000 | 23,000 | 26,300 | 21,000 |
| 後期高齢 者支援金 等課税額 分 | 所得割の税 率(%) | 2.67 | 2.67 | 2.6 | 2.7 | 2.8 |
| | 被保険者均 等割額(円) | 11,100 | 11,200 | 10,000 | 8,700 | 9,000 |
| | 世帯別平等 割額(円) | 7,200 | 7,300 | 7,500 | 8,700 | 8,000 |
| 介護納付 金課税額 分 | 所得割の税 率(%) | 2.63 | 2.64 | 2.3 | 2.5 | 2.3 |
| | 被保険者均 等割額(円) | 13,500 | 13,600 | 11,000 | 9,700 | 10,000 |
| | 世帯別平等 割額(円) | 6,700 | 6,800 | 6,500 | 6,500 | 6,000 |
| 合計 | 所得割の税 率(%) | 12.12 | 12.05 | 12.5 | 13.7 | 12.5 |
| | 被保険者均 等割額(円) | 54,000 | 53,900 | 52,000 | 45,800 | 46,000 |
| | 世帯別平等 割額(円) | 33,000 | 33,100 | 37,000 | 41,500 | 35,000 |